

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

## および女性の活躍に関する状況について

2016年4月1日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されたことに伴い、当金庫では女性が職域を広げ、活躍できる環境を構築するため「一般事業主行動計画」を策定致しました。また、2022年7月8日に同法の改正に伴い、当金庫で働く職員の賃金の差異を公表致します。

### <女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画および女性の活躍に関する状況について>

計画期間：2021年4月1日～2026年3月31日

目 標	取組内容	実 績
課長級以上に占める女性職員を30人以上とする。	キャリアアップを目指す女性職員の職域拡大を積極的に実施する。	24名 (2023年3月末)
有給休暇取得率を年間付与日数の50%以上とする。	職業生活と家庭生活との両立のため、有給休暇の積極的な取得を促していく。	67.1% (2022年度)

### <男女の賃金の差異について>

下記表の区分毎の男性労働者の平均賃金を100とした場合の女性労働者の平均賃金の割合

区分	割合
全労働者	66.3%
正規労働者	70.4%
非正規労働者	43.6%

- ・対象期間：2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）
- ・小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示。
- ・非正規労働者の中には、短時間勤務者である事務パート、定年退職後に再雇用となった嘱託職員（有期契約）が含まれます。
- ・性別による賃金の差異はありません。